「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(抜粋)

（平成18 年12 月６日障発第1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）　　　　　　　　　　最終改正 障発0 3 3 0 第3号 令和3年3月30日

（身体拘束等の禁止）

第三十五条の二　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又

は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

２ 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録

しなければならない。

３ 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな

ければならない。

一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果につい

て、従業者に周知徹底を図ること。

二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止）

第四十条の二　指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の

各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると

ともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定

期的に実施すること。

三　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

＜上記運営基準の解釈通知＞(抜粋)

（26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)

① 基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむ

を得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないことと

したものである。

② 同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下

「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により

構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の

適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委

員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精

神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望

ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可

能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員

会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。

指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、

身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再

発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決し

て従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定して

いる。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、ア

の様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析

すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等

の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

③ 同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための

指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④ 同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に

基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に

当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施す

る場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、

例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合

は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えな

い。

(31) 虐待の防止（基準第40条の２）

① 同条第１号の虐待防止委員会の役割は、

・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善

するための実施計画づくり、指針の作成）

・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）

・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検

証の上、再発防止策を検討、実行）

の３つがある。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとと

もに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委

員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加え

ることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規

模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止

担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従

業者に周知徹底することが必要である。

なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、

身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めること

も可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支え

ない。

指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、

虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再

発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではな

いことに留意することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告する

ための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式

に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、

結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に

従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成

することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防

止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所に

おいては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防

止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）

するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、

施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に

事業所が参加した場合でも差し支えない。

④ 同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置

すること。

※療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助等全サービスにおいても上記の「身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)」、「虐待の防止（基準第40条の２）」は準用されるため、同様に解釈してください。